# 日本の文化財建造物の被災と修復に関する基礎的考察

A Basic Study on Disaster and Restoration of Cultural Heritage Buildings in Japan

### 益田兼房

#### Kanefusa Masuda

立命館大学 歴史都市防災研究センター(〒603-8341 京都市北区小松原北町58) Professor, Ritsumeikan University, Research Center for Disaster Mitigation of Urban Cultural Heritage

This basic study intends to analize different 4 cases of disasters and restoration of cultural heritage buildings designated by Japanese government as the Important Cultural Property. The disaster cases are consisted of 2 fire cases caused by air-bombing in 1945 and by firework in1990 as well as 2 collapse cases by landslide in 1972 and by earthquake in 1995. In the most serious disasters for cultural heritages, the historic buildings may lose their value as Important Cultural Property. But in this paper, I introduce 4 cases restored as heritage, and how fire can be dangerous against their value.

**Key Words:** disaster, restoration, cultural heritage, value

## 1. 文化財建造物の災害と修復

#### (1) 文化財の災害による指定解除と減災の対策

日本における文化財建造物の指定は、明治30年(1897)制定の古社寺保存法による特別保護建造物、これを昭和4年(1929)に改正した国宝保存法による国宝建造物、さらにこれを昭和25年(1950)に改正した現行の文化財保護法による重要文化財(その一部は国宝)建造物、として行われて、2006年までで110年が経過している。これまで文化財建造物が災害により価値を失った場合には、それぞれの法律でただちに指定解除の措置を受けている。平成11年(1999)3月に文化庁が刊行した「国宝・重要文化財建造物目録<sup>1)</sup>」によれば、古社寺保存法(施行期間32年間)による解除は、明治35年から昭和2年までの間に6件あり、全て火災による。同じく、国宝保存法(同21年間)では昭和6年から昭和25年までに78件あり、そのうち昭和20年の1月から8月までの間の仙台から沖縄に至る戦災焼失65件を除けば、13件であるが、1件の流失を除いて他は全て火災による焼失である。同じく文化財保護法(平成18年までで57年間)による指定解除は、昭和30年から平成6年まで20件あり、移転や錯誤などの災害以外のもの6件を除くと、14件全ては焼失による。

つまり、明治から最近に至るまでの指定文化財建造物の災害は、戦災を除けば33件で、そのうち1件の流失を除いて他は全て火災によっている。木造文化財の価値を失わせるような大災害は、火災だけといってよい。年平均の指定解除発生件数は110年間では0.3件(戦災を含めれば0.89件)、古社寺保存法時代0.19件、国宝保存法時代0.62件(戦災を含めれば3.71件)、文化財保護法時代0.25件となるが、指定件数は明治30年から毎年累積して2006年末現在4147棟(年平均増加数38棟)なので、指定対象数が多くなっていることを考慮すれば、文化財保護法時代には指定解除に至る大火災が少なくなっている、といえよう。特に、昭和41年消防法施行令の改正によって自動火災報知設備が文化財建造物に義務設置となった昭和44年以降は、37年間で7件とすれば年0.19件で、数字的には古社寺保存法時代と同じになるが、指定全体件数が3倍以上増えているので、逆に1/3に減っている、ということになる。同様に、消火栓設備の設置率も増加して現在では8割近くの所有者が、消防用消火栓とは別に初期消火活動のための消火栓を備えているので、大火災に至らずに済む割合が高くなっていると考えられる。個別の所有者ごとの防火対策自体は、不可欠なものと言えよう。

#### (2) 災害時の価値判断と復旧時の価値の担保

文化財保護法第 9 条によれば、国宝又は重要文化財がその価値を失った場合や、その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができるとされ、指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする、となっている。前述の「国宝・重要文化財建造物目録」によれば、被災発生から指定解除の官報告示までに要する時間は、戦災関連は昭和 24 年 (1949) に一括解除するまで 4 年間かかっているが、他は全て半年程度で終了しており、価値が失われたという判断は速やかに行われてきている、と見られる。

災害を受けても指定解除とならない場合には、文化財としての価値が維持されているという判断がされたことになるから、これまた速やかに復旧が図られる必要がある。価値の有無の判定は、文化財保護法等によれば、文化審議会のそれぞれの専門的な分野ごとに、学識経験者から構成される委員会があって、その判断に基づいて、文部科学大臣が文化財としての指定や解除を行っている。災害時の価値判断は、新しい指定時とは異なり、既に認定されている価値が一定の被害によるダメージにも関わらずなお存在するかどうかを、部材などの保存状態の良好さとともに判断する。具体的には、なんらかの被害を受けているが、しかし、その特有の価値を維持するような復旧提案が可能かどうか、という点にかかっている。従って、火災発生現場に到着した文化財保護の専門家は、指定されたときの様々な価値を維持できる復旧修復が可能か、その可能性に関する判断資料を正確に収集することが求められる。

私個人の経験では、文化庁文化財保護部建造物課の防災担当技官として勤務していた時期、数回このような現地調査を担当する機会があり、その判断基準の明確化を迫られたこともあった。すなわち、文化財の所有者の側からすれば、例えばその火災の原因がたとえ自らの責任による場合であっても、価値を失って指定解除になることを望んではいないのが一般的である。所有者からは焼損してない部材が残っているように見えても、修復不可能な重要な部分が焼損したのか、修復の根拠になる類似の同様な部分も被災して復旧できないのか、などの判断は、文化財所有者がするのでなく、価値を担保する専門家の判断で行う必要がある。また、判断をする文化庁側も、現地調査の結果に基づく被災状況報告の提出後は、速やかな判断をしないと、さまざまな方面の圧力を受ける可能性が高まる。そこで、価値の判断をするために文化財審議会を開催するか否かの決定は、焼損が全体の半分以上に及ぶときにする、という判断基準を新たに審議会規則で設置し、迅速な判断を得るための基準の明確化を図ったことがある。平成5年(1993)2月の奈良県の重要文化財橿原神宮御饌殿焼失事故の時である。

ではこれまで復旧修復はどのように進められてきたのか、その事例をいくつか具体的に分析してみよう。 以下、戦後の災害復旧事業に関する重要文化財の修理工事報告書から、復旧修復で問題となった価値の維持 や災害再発防止策等について、空襲・失火・地滑り・地震という異なる原因による甚大な災害事例を 4 例取 り上げ分析する。

#### 2. 文化財建造物における災害修復の事例

#### (1) **重要文化財根津神社本殿等の戦災修復**<sup>2)</sup> (東京、被災昭和20年、復旧昭和21年-31年):図1

概要:米軍の東京空襲により本殿に焼夷弾が命中して炎上、接続する幣殿拝殿に延焼した。被災状況写真が撮影され、米軍占領下でGHQの担当者の承認を得て日本政府文化財保護委員会が復旧を決定。保存状態の比較的に良い拝殿の修復から始め、その終了した昭和28年(1953)に残る部分の修復が可能となり、最終的に漆彩色塗の江戸時代の姿に復原。重要な装飾的彫刻部分が焼け残り、漆彩色で焼損部材の再用がある程度可能と判断。昭和31年(1956)に全体の復旧工事が完成した(図1-1)。

価値と災害:宝永3年(1706)徳川幕府五代将軍綱吉により造営された極彩色漆塗りの権現造りの神社建築で、昭和6年(1931)に国宝保存法により国宝に指定された。江戸時代中期の幕府造営の典型的な装飾的な社殿で標準的な建築作品として評価された(図1-2)。昭和20年(1945)1月28日の東京大空襲により本郷区根津一帯が空襲を受けたとき、一般民家の消火活動が終わったころ神社の屋根から煙が立ち上ることに気づいて、急いで消火を始めたが、本殿屋根の内部で焼夷弾による火災が広がっており、本殿幣殿はほとんどすべての部材が内側で焼損し(図1-3)、拝殿が向拝を中心に装飾的な部分が焼け残った状態(図1-4、1-5)である。

修復の方針と価値:火災後に記録写真を撮影し、部材保存の措置をとった。戦後に連合軍司令部のスタウ

ト美術課長とバーンズ宗教課長が現地視察し、最終的に復旧を進言した。日本政府文化財保護委員会で検討の結果復旧の見込みが立ち、神社の申請で国庫補助金を得て建設当初の姿に復原する修復工事を実施した。修理工事報告書では、漆塗りの前段階の各部写真を掲載(図1-6)して、焼け残って再用された当初の黒っぽい部材と、新材で取り替えざるを得なかった素木部材が、わかるように記録している。建築全体に漆塗仕上げで木部の表面自体の古材としての価値が要求されないこと、装飾的な建築でもっとも重要な正面向拝まわりが焼け残って、ある程度当初部材を再用できたことが、価値の維持につながったと判断される。また、同時に指定されていた唐門が焼けなかったこと、未指定だった西門や楼門が修理工事が終わった昭和31(1956)年に追加で重要文化財に指定されているので、社殿構成全体の価値を評価していたことがわかる。なお、当時の文化財保護委員会の建造物保護責任者だった大岡実博士によると、これほど焼損程度が大きく価値が低下した建築を文化財として復旧することについて、バーンズ宗教課長が文化財価値のためではなく国家神道の維持をするためではないかという疑いから反対をしており、大岡氏が現場での議論で、この建築の価値を力説し、Because I love this buildingとブロークンイングリッシュで切り抜けた、と回顧している。戦災復旧工事報告書が刊行された文化財建造物は、全国でこの根津神社だけとなっており、大きな戦災を受けた他の文化財建造物はほとんど指定解除を受けたものと考えられる。

### (2) **重要文化財旧太田家住宅の火災復旧**<sup>3)4)</sup> (神奈川、被災平成2年、復旧平成3年-6年):図2

概要:ロケット花火が茅葺き屋根に命中し、移築保存されていた主屋棟部分の屋根全てと構造材過半が焼失した。土間棟は屋根一部焼損で無事であった。主屋の表面焼損部材は一部再用し、焼損程度が大きい部材は近くに収蔵庫を建てて移築組み立て保存した。修復(図2-1)では、移築前の当初部材の保存割合を高めるため努力を重ねた。

価値と災害:主屋棟は17世紀後期、土間棟は18世紀中期の建設の分棟型農家で、茨城県笠間市に元あったが、昭和42年度(1967)に川崎市立日本民家園が受け入れ、昭和43年(1968)に重要文化財指定、44年度(1969)に復原修理工事がなされた(図2-2)。平成2年(1990)7月29日19時40分頃に、主屋の茅屋根に火災が発生しているのを発見、20分ほどで屋根面の火災を消火したはずが、30分後に再燃して火災報知設備が発信、消防署も駆けつけて消火活動をしたが、主屋の大半の部材を焼損した。茅屋根は再燃する恐れがあるために消火活動で全て地上に落として河川敷に運んで処分したので、焼損部材が丸見えの全焼に近い印象となった(図2-4)。しかし、2棟のうちの土間棟は焼損がないこと、主屋棟は土間棟に近い側が当初部材が多く価値が高いが、ここの焼損程度が比較的に軽いため部分が再用でき、ほぼ価値が維持できると、復旧調査委員会の調査工事で判明した。

修復の方針と価値:昭和44年度(1969)の修理工事報告書により、焼損の大きい西寄り部分はもともと増築改造で当初部材が少なく、焼損程度が軽い東寄りは17世紀の当初材が多いことが判明した(図2-3, 2-5)。東寄り部分の表面焼損部材を表面樹脂加工で保護して再用し、西寄りの焼損部材は近くに部材を組み立てた状態で保存する収蔵庫を建設して一緒に保存することになった(図2-6)。このような焼損部材の格納保存は、法隆寺金堂焼損(昭和24年1月26日)の先行事例があり、この場合は焼損部材も国宝建造物金堂の一部として、附(つけたり)指定されて官報に告示されている。修理方針の決定では、早い段階で根津神社の戦災復旧の先例があることが関係者の中で意識され、川崎市が復旧調査委員会を設置して修復方法を決め、焼損復旧調査の報告書が作成された。平成6年(1994)刊行の復旧修理工事報告書では、当初材保存状況を説明している。

# (3) 重要文化財清水寺釈迦堂の崖崩れ倒壊復旧 $^{5)}$ (京都、被災昭和47年、復旧昭和48年-50年):図3

概要:日本列島各地に被害をもたらした7月豪雨で、背後の傾斜地が地滑りして釈迦堂等を直撃、倒壊した。破損した木材を土中から救出して清掃、当初材をできるだけ再用するため継木矧木を丹念に行い、屋根も含めて江戸時代初めの姿に復原(図3-2)した。素木仕上げであったため復原には困難が伴った。背後の傾斜地は、鉄筋コンクリート石貼りで安全対策を取る。

価値と災害:清水寺は歴史上しばしば炎上しているが、現存の伽藍の大半は寛永6年(1629)火災後の再建で、釈迦堂もこのときの建立になる。昭和41年(1966)6月に釈迦堂は他の建物と一緒に追加で指定された(図3-1)。昭和47年(1972)7月12日の豪雨では午後7時頃、背後の崖が高さ15m幅20mほど崩れ落ち(図3-3、3-4)、その土砂や樹木により釈迦堂は一瞬のうちに崩壊した。翌日から土砂を除いて部材を取り出し



図1-1 復旧竣工 拝殿



図1-2 被災前の本殿幣殿

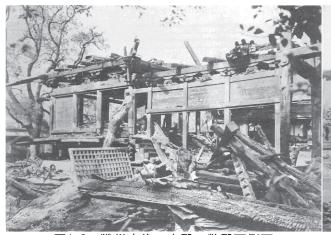


図1-3 戦災直後 本殿、幣殿西側面



図1-4 戦災直後 拝殿正面



図1-5 戦災直後 拝殿向拝



図1-6 復旧工事中 拝殿向拝 黒い部材が当初材

## 図2 重要文化財旧太田家住宅の火災復旧(神奈川、被災平成2年、復旧平成3年-6年)



図 2-1 復旧竣工 左主屋、右土間



図2-2 昭和45年、茨城県から移築

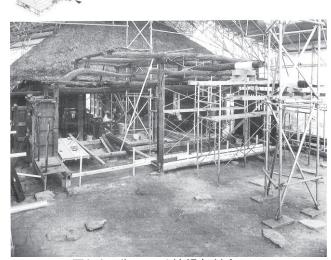


図2-3 復旧では焼損部材も再用

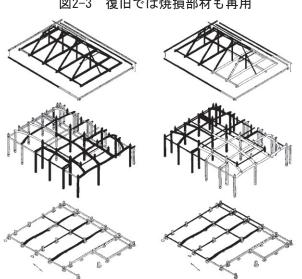


図2-5 左:焼損前まで当初材が残っていた個所(■部) 右:今回復旧修理で部材を取り替えた個所(■部)

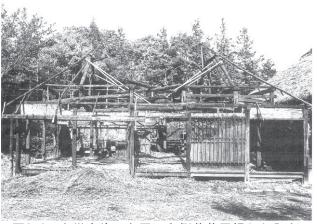


図2-4 火災直後の主屋 左側茅葺屋根から発火

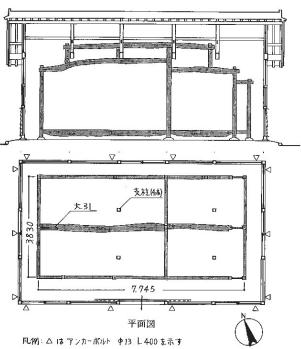
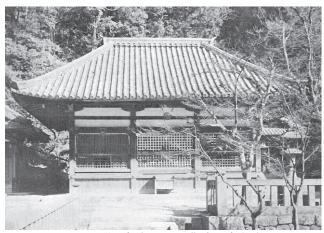


図2-6 再用できない焼損古材を保存する収蔵庫 保存対象古材



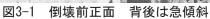




図3-2 復旧竣工 正側面



図3-3 復旧工事 土砂取除き部材格納



図3-4 地滑災害で倒壊 右が釈迦堂、左西向地蔵堂

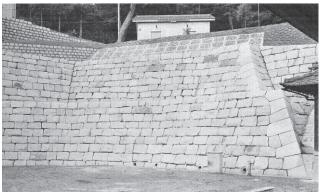


図3-5 復旧工事 背後石垣完成

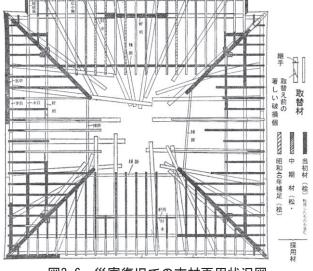


図3-6 災害復旧での古材再用状況図



図4-1 復旧竣工全景(背後はノザワビル)



図4-3 復旧竣工 2階北東室

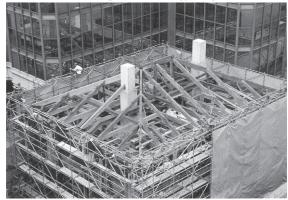


図4-5 復旧工事 煙突RC化し小屋鉄骨補強



図4-2 建設数年後の明治19年



図4-4 阪神淡路大震災で全壊

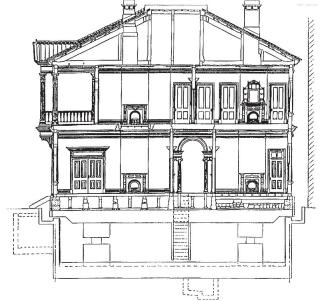


図4-6 免震基礎設置断面図

て保存し、修復では特に化粧材を中心に当初材の再用をできるだけ行っている。部材が傷んだために取替率は高く、側柱は7割、軒まわり6割、化粧材全体で56%となる。小屋組材は9割(図3-6)を替えるなど、部材の減少が著しい。

修復の方針と価値:最初に整理調査工事を行い、全部材の位置の特定と番付表示をし、当初の化粧材はできるだけ接ぎ木や矧ぎ木の方法で再利用を高めようとした。また建立当初の形式が判明した屋根などは復原し、背後の崖は防災対策として鉄筋コンクリート構造石貼りの石垣(図3-5)を築いた。

(4) 重要文化財神戸旧居留地十五番館の地震倒壊復旧<sup>6)</sup>(兵庫、被災平成7年、復旧平成7年-9年):図4 概要:阪神淡路大震災により地盤が液状化し完全倒壊、文化財中最大の被害となった。全部材を搬出して清掃調査し修理計画を作成した。耐震対策委員会を組織、補強による内外の意匠変更を最小限にし、安全な活用のために、地盤補強や免震基礎構造等で建築基準法並み強度を確保した。ペンキ塗り(図4-3)で、当初木材の再用は7割と高い(図4-1)。

価値と災害:明治13年(1880)頃に建てられた米国東部の洋風建築で、米国領事館(図4-2)として長く使用し、その後昭和41年(1966)にノザワが購入して中華レストランに活用していた。平成7年(1955)阪神淡路大震災では強烈な地震で、後ろの鉄筋コンクリートのビルも中間階が挫屈したほどであるが、十五番館も全面的に倒壊した(図4-4)。とりあえず、周囲を仮設の囲いをして、離れた位置に部材の仮保管をした。工事再開後は、当初の部材位置を確認して、最終的には次の地震に備えて基礎に免震構造(図4-6)を採用し、また煉瓦造煙突を鉄筋コンクリートで作り替え(図4-5)、デザインを継承しつつ補強構造とした。修復の方針と価値:当初の姿に復原する方針としたが、構造的には当初の構造通りに復原することは危険なので、免震構造や補強をすることで、不特定多数の活用に堪えられるよう、建築基準法の基準に近い強度をもたすことになった。

#### 3. 終わりに:文化財建造物の災害と価値

これらの復旧修復事例は、木造文化財の価値を失わせるうえでの火災の破壊力の大きさを示している。また復旧過程では、文化財の価値を担保している当初材など歴史的価値のある部材をどれだけ保存できるか、また美的価値を担保する仕上げをどう確保するか、また次の災害に備えての補強対策などをあまり価値を損なわない範囲でどう共存させるか、などの価値を巡る相互に矛盾する課題が明らかになっている。固有の価値と補強対策等についての解決を見いだすため、学識経験者の委員会の重要性も判明する。災害ごとに当該文化財の防止対策が強化され、また全国的に類似な危険への注意喚起や対応策がそのつど行われているが、通常災害の2倍65件の被害をもたらした空襲など、非常時の都市火災の分析と対策が、今後の課題となろう。

阪神淡路大震災の経験や近年の地震学の進展<sup>7)</sup>からは、京都や奈良・金沢などの木造密集市街地が多い歴史都市では、都市火災に備えての防災水利など、種々の総合的な対応策が必要なことが、明らかとなっている。幸いにも阪神淡路大震災では、地震火災による文化財焼失が1件も発生しなかったが、木造の町並みや社寺等の文化財が多く残る全国の歴史都市の共通課題として、都市計画的観点からの火災対策が必要となっている。ここで問題となるのは、都市計画的な対策の対象範囲をどう確定するかである。西欧諸国の事例を見れば明らかなように、多くの文化遺産を保護している歴史都市では、大量の文化遺産の分布が都市計画的に把握され、近代も含めて保護の範囲が日本より圧倒的に広くなっている。大規模災害の観点に対応した、歴史的建造物の価値に関する総合的研究が、今後はいっそう必要と考えられる。

#### 参考文献

- 1) 文化庁文化財保護部建造物課:国宝·重要文化財建造物目録,2002.
- 2) 重要文化財根津神社社殿修理委員会: 重要文化財根津神社本殿幣殿拝殿戦災復旧修理工事報告書, 根津神社, 1959.
- 3) 川崎市教育委員会: 重要文化財旧太田家住宅焼損復旧調査報告書, 川崎市, 1991.
- 4) 川崎市:重要文化財旧太田家住宅復旧修理工事報告書,川崎市,1994.
- 5) 京都府教育委員会:重要文化財清水寺釈迦堂修理工事報告書,京都府教育委員会,1975.
- 6) 財団法人文化財建造物保存技術協会:重要文化財旧神戸居留地十五番館災害復旧工事報告書、株式会社ノザワ、1998.
- 7) 大窪健之・小林正美・土岐憲三: 地震火災から木造文化都市を守る「環境防災水利」の整備計画に関する研究,日本建築学会総合論文誌,第2号「災害からの復興と防災フロンティア」,pp.88-94,2004.